

# 平成 29 年度事業計画

## 1. 総務部

- ① 会員の品位保持及び会員の指導並びに連絡に関する事項  
イ. 倫理規程施行に向けた研究をし、職業人としての社会意識を高め、土地家屋調査士の地位向上を図る研修を企画します。  
ロ. 会の諸規則、諸規程等の検討・整備を行います。
- ② 非調査士排除対策委員会と連携して、非調査士及び有資格協力者等の情報や報告を調査し、法令違反行為への対応を行います。
- ③ 各支部が会則に基づく活動ができるように支援をします。
- ④ 政治連盟と協力して制度対策を行い、活動の成果、必要性、重要性を会員に伝達します。
- ⑤ その他、各部の所掌に属さない列記以外の業務を行います。

## 2. 財務部

- ① 事務局に対し経理事務に関する適正な処理について指導監督を行います。
- ② 情報公開による公益民間法人会計のあり方について研究します。
- ③ 親睦事業  
イ. 近プロゴルフ大会の幹事会を担当します。  
前夜祭 10月15日 於奈良ロイヤルホテル  
ゴルフ大会 10月16日 於奈良万葉カントリー倶楽部  
ロ. 近プロ親睦事業に参加します。  
ハ. 日調連ゴルフ大会に協力します。
- ④ 各種同好会を支援します。
- ⑤ 奈良県専門士業連絡協議会に参加します。
- ⑥ 比例会費廃止に伴う精算に関する手続方法等や定額会費額の変更について、会員へ周知を行います。
- ⑦ 会館修繕積立金、財政調整積立金などの積立金につき、必要十分な額を積み立てていきます。

## 3. 業務部

### 優先業務

- ① 筆界特定申請業務について、会員の実務対応力の向上を図ります。

### 日常業務

- ② 改訂版不動産登記規則第93条調査報告書に対応します。
- ③ 関係法令・通達等を整理し、ホームページ等にて迅速かつ確実に配信します。
- ④ 表示登記実務研究会を奈良地方法務局と共催し、実務上の諸問題の解決に取り組みます。
- ⑤ 近畿ブロック業務部会に参加し、各会と情報を共有することで、業務改善に取り組みます。

### 中期・長期的業務

- ⑥ 地図混乱区域を把握し、関係省庁と協議し、地図作成作業及び地籍調査業務に関する

る実務を研究します。（前年度からの継続事業 社会事業部協働）

- ⑦ オンライン申請について会員へのサポート等を行います。

#### 4. 広 報 部

- ① 会報「なら」を年2回（概ね8月、1月）発行します。執行部だよりを発行し、さらなる内部広報の充実に努めます。（不定期発行）
- ② 今後の対外広報について研究します。
- ③ 官公署に対し、土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳述要請します。（社会事業部協働）
- ④ ホームページをリニューアル更新します。
- ⑤ カレンダーを会員1名につき1部配布します。
- ⑥ 全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催します。
- ⑦ 法務局主催の休日相談会に参加します。その他、行政機関による相談事業の開催があれば、積極的に参加します。

中期的業務

- ⑧ 奈良県広報誌「なら」に相談会事業等の広告文を掲載できるように折衝します。
- ⑨ メディア等を使用したより効率的な対外広報の研究を行います。

#### 5. 社 会 事 業 部

- ① 17市町と公共基準点使用包括承認手続を行います。
- ② 法第14条第1項地図作成作業は土地家屋調査士業務の基礎であり、専管業務であるとの認識の下、今後も土地家屋調査士に発注していただくよう、努力します。
- ③ 境界に関する地域の慣習の研究及び資料の収集として、奈良県下に保管されている古図の調査、収集を行います。
- ④ ADRと筆界特定制度についての研修を企画します。（境界問題相談センター奈良協働）
- ⑤ 官公署に対し、土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳情要請します。（広報部協働）
- ⑥ 「境界問題相談センター奈良」の活動を支援し、ADRについて研究します。
- ⑦ 公嘱協会に対し必要に応じ助言協力を行います。
- ⑧ 社会貢献として、奈良県と今年度中に災害協定を締結できるよう協議します。
- ⑨ 空家等対策について情報収集、研究します。県下市町村の空家等対策協議会の構成員である会員に対し必要に応じ助言協力を行います。
- ⑩ 地図混乱区域を把握し、関係省庁と協議し、地図作成作業及び地籍調査業務に関する実務を研究します。（前年度からの継続事業 業務部協働）

#### 6. 研 修 部

- ① 研修計画に基づき、各部・各委員会が企画する研修を実施し、また、各支部が実施する研修に協力します。
- ② 今年度より「研修の日」を年間2回設定し、7月下旬と11月下旬の水曜日に研修を行います。（今年度は7月26日と11月29日）  
研修日を予測可能な日程とすることで、会員が早期に予定をたてることができ、研修へ参加意識を高めることを期待して設定します。なお、他の研修は随時行います。

- ③ 年次研修（必修研修）開催に向け継続した情報収集及び研究に努めます。
- ④ 各種研修会の受講管理について、連合会のCPD（専門職能継続学習）制度に対応し、CPDポイントの管理を行い、今後の専門職能継続学習制度のあり方（CPDポイント活用方法）について研究します。
- ⑤ 研修ライブラリーを作成・管理・運用します。
- ⑥ 近畿ブロック研修部会に参加し、各会と協力して研修会を実施します。また、各会と研修について情報を共有し、本会の研修実施に役立てます。

## 7. 境界問題相談センター奈良

- ① センターの業務・運営に関する事項
  - イ. 電話問合せへの対応、事前相談（第2、第4水曜日）、相談、調停を実施します。
  - ロ. 弁護士・調査士運営委員による運営委員会（隔月）を開催します。
  - ハ. 相談員、調停員を整備します。
  - ニ. ADR法の認証に向けた準備をします。
- ② センターの研修に関する事項
  - イ. ADRと筆界特定制度についての研修会を企画します。（社会事業部協働）
  - ロ. 研修部が実施する会員研修会への協力をします。
- ③ 他団体との情報交換に関する事項
  - イ. 他会の研修会等へ参加します。
  - ロ. 筆界特定室と意見交換会を行い、月1回の合同相談所を実施します。
- ④ 広報活動に関する事項
  - イ. 県民に向けて広報活動を研究し実施します。
  - ロ. 他団体・関係機関への広報活動を実施します。
- ⑤ センターの規則、規程の見直しに関する事項
  - イ. 規則、規程を検証します。
  - ロ. ADR法の認証に向けた規則、規程を作成します。

## 8. 非調査士排除対策委員会

- ① 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による、法務局からの調査士法違反に関する調査囑託により調査を実施します。
- ② 関連各部と連携して非調査士及び有資格協力者等の情報や報告を収集し、調査及び事実の確認を行います。
- ③ 上記②の報告を受け、重大事案であると判断した場合は、顧問弁護士と協議の上、対応について検討します。